

2025年8月19日

新潟労働局長 様

異議申立書

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

新潟地方最低賃金審議会は、新潟県最低賃金を65円引き上げて1,050円と答申しました。これでは人間らしい生活を営むことができないため、以下のとおり異議を申し立てます。

記

1 異議申出の趣旨

最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。今回の審議結果は、この目的に照らして不十分です。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度は新潟県最低賃金を1,500円以上に引き上げ、1,700円を目標とすべきです。そして、新潟労働局長は、金額が低すぎることを理由として、再審議を求めている。

2 異議申出の理由

(1) 労働者の生計費を保障する最低賃金の引き上げを求める

憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、ナショナルミニマムの根幹であり、最低賃金はこれを具体的に保障する柱です。そのため、最低賃金法第9条第2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

異常な物価高騰は、労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮し、悲鳴を上げています。そのため、物価高騰に対処することを最優先に最低賃金の引き上げの議論が行われてきました。

しかし、今回の答申では、異常な物価高騰が労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が困窮している現状が十分に考慮されていません。連合の調査では、新潟県

で健康で文化的な生活を送るために必要な「リビングウェイジ」は月23万8千円（自動車保有の場合）とされ、フルタイム労働者の所定内労働時間である152.6時間で換算すれば、1,560円となります。新潟県労連の2024年最低生計費試算調査アップデート版では、時給1,837円が必要との結果が出ています。今回の答申額は、これらの調査結果から見て、労働者が最低限の生活を送るために必要な額に遠く及ばず、最低賃金法の目的に反しています。

また、公益委員見解では、「収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の欠かせない支出である『食料』と『光熱・水道』の負担増は、最低賃金の改正に考慮する必要がある」としています。しかし、三要素の実態を踏まえて労働者の生計費を重視し、「具体的には『新潟市消費者物価指数』の『食料』の平均6.67%を参考値として用い算定した65円を引上げ額とし」ており、ここでは、「光熱・水道」の上昇値（2025年1月から6月の平均11.73%）が考慮されていません。もしも、これを直接の参考値とすれば115.5円の引き上げとなり、答申金額よりも上回ったはずです。

（２）中小企業支援策と賃上げの両立を求める

最低賃金引き上げが中小企業に与える影響について、私たちは軽く考えているわけではありません。零細事業主から物価高騰や消費税インボイスによる増税、最低賃金の引き上げに伴う社会保険料や労働保険料の負担増への不安の声が寄せられていることも事実です。

小規模事業主からなる新発田民主商工会の意見書は、異常な物価高騰が国民生活に多大な影響を及ぼしていることから、大幅な最低賃金の引き上げが必要だと主張していました。しかし、使用者委員から聞こえてくるのは、支払能力の範囲内でしか引き上げができないとするばかりです。異常な物価高騰に対して賃上げで乗り超えるためにはどうするか、そのことを考えるほうが建設的です。

私たちは、中小企業が地域経済の担い手であると考えています。中小企業を支援することは、単なる事業者支援でなく、地域社会を守ることです。

他の自治体で行われていますが、事業場内最低賃金を引き上げた事業主に対し、助成金を支給する直接支援策が導入されています。このような施策と連携することによって、事業者に対しては、賃上げに踏み出す挑戦を後押しするものとなり、その結果として労働者の消費意欲が向上して、地域経済全体に良い影響をもたらすことができます。

また、赤澤経済再生担当大臣は、地方で賃金の目安を上回る引き上げを行うよう働きかけると伝えられました。その際、事業主の負担が増えることについては、補助金や交付金による重点的な支援で生産性向上を促すことで対応する考えを示しました。この支援策に関する検討があったか定かではなく、もし、この支援策が審議で十分に考慮されていれば、答申金額が高くなった可能性があります。

（３）審議の透明性を高めて、公正に運営することを求める

今年度の審議に際して提出した意見書の中で、審議の透明性が確保され、答申に対する納得感の得られる運営を要請しました。しかし、専門部会では二者協議が大部分の時間を占めており、全体会議での議論が十分に確保されていません。議論の大部分が非公開で行われることは、審議全体の透明性を低下させ、活発な意見交換を阻害する要因になっています。審議を非公開で行うことは、できる限り抑制的であるべきです。

活発な意見交換を行い、基本的には全会一致を目指すべきです。今後は、全体会議において、各委員が自由に意見を述べ、議論を深める機会を設けることを求めます。

３ 再度の改定を求める

もし、このまま異議申出が却下され、今回の答申額が１０月２日から施行されるのであれば、最低賃金法第１２条に基づき、新潟労働局長は、８月以降の物価上昇等を勘案し、新潟地方最低賃金審議会に対して、直ちに再度の改定を諮問していただくよう求めます。

以 上

発言原稿

今回の答申1050円では、人間らしい生活を営むことができないので、異議を申し立てます。

最低賃金が生存権と結びついている以上、労働者の生計費を満たす金額となることは最低条件です。具体的には、中小下請けに対する支援策を積極的に議論する中で、最低賃金を1500円以上に引き上げ、国際的な水準を勘案して1700円を目指すべきと考えています。

異議申出の理由について3点を挙げます。

(1) です。

生計費は、都道府県ごとに大きく数値の異なるような標準生計費ではなく、労働組合が試算する生計費調査をもとにすべきです。

労働側委員から審議においては連合リビングウェイジで1130円という数字が出されていましたが、これは自動車を保有しない場合です。当然、新潟において控えめな数字になります。自動車を保有する場合は月額23万8000円が必要で、これをフルタイム労働者の所定内労働時間である152.6時間で割れば、1560円です。新潟県労連の最低生計費試算調査アップデート版では1837円ですから、なおのことです。つまり、今回の答申では新潟における一般的な労働者にとって不足していると言えます。

また、公益委員見解では、「収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の欠かせない支出である『食料』と『光熱・水道』の負担増は、最低賃金の改正に考慮する必要がある」としています。しかし、三要素の実態を踏まえて労働者の生計費を重視し、「具体的には『新潟市消費者物価指数』の『食料』の平均6.67%を参考値として用い算定した65円を引上げ額とし」ており、ここでは、「光熱・水道」の上昇値（2025年1月から6月の平均11.73%）が考慮されていません。もしも、これを直接の参考値とすれば115.5円の引き上げとなり、答申金額よりも上回ったはずです。

第2回本審で口頭陳述6人目の非正規公務員の方は、夫婦ともにずっと非正規雇用労働者として働き、自分の娘が同じ仕事に就きたいと言ってくれたのに、その背中を押すのではなく、やめておきなさいと言わなくてはならなかった。こんな悲しいことがあるのでしょうか。

10年、20年前ならば、最低賃金で働いている人は、主婦パートか学生アルバイトだったかもしれません。ですが、今は違います。

労働組合のない民間職場はたくさんありますから、賃上げの波は最低賃金の大幅引き上げで届かせなくてはなりません。また、公務職場の非正規は本当に無権利状態ですから、同じようなものです。

たしかに最低賃金は法律上、三要素を踏まえて決定しなければなりません、そこには、苦しさの中で生きる人間の姿が見えるような、血の通った答申を出していただきたいと思っています。

(2) です。

新発田民主商工会の意見書は、異常な物価高騰が国民生活に多大な影響を及ぼしていることから大幅な最低賃金の引き上げが必要であって、その一方でさまざまな支援策を要望していました。私は事務局長とお話させてもらいましたが、立場は違っても、この点は共通認識ができたと感じています。しかし、使用者委員から聞こえてくるのは、支払い能力の範囲内でしか引き上げができないとするばかりでした。石破政権の目標に達しない63円の日安額でさえ受け入れられないとのことですが、最低賃金の大幅引き上げは世論です。物価高騰も止まりません。ではどうするか、そのことを考えるほうが建設的ではないでしょうか。

私たちは、中小企業が地域経済の担い手であると考えています。中小企業を支援することは、単なる事業者支援でなく、地域社会を守ることです。

中小下請け企業への直接支援は、事業者に対しては、賃上げに踏み出す挑戦を後押しするものとなり、その結果として労働者の消費意欲が向上して、地域経済全体に良い影響をもたらすと期待できます。

国は、目安よりも上回る場合、重点的に支援をすると表明していますが、それについてどのように検討されたのか、また、私たちレインボーユニオンからは国だけでなく新潟県へも要望してほしいと意見書を提出しました。

今月18日、石川では、最低賃金審議会長と労働局長が県庁を訪れて「賃上げに関する要望」を提出したと報じられています。そして、県は9月補正予算に賃上げ支援策を計上したいとしています。こうしたことを新潟でも行うことについて検討されたのかどうか、教えてください。

といいますのも、新潟県労連、えちごユニオンのみなさんと一緒に、一昨日の20日に中小企業への直接支援を実施するように、県知事あてに要請を行いました。石川と同じように要請したら対応してもらえるか尋ねたところ、できるかぎり対応はすると回答をもらいました。

目安額を上回り国による中小企業支援が行われることや、新潟県への要請を計画して支援を引き出すようなことを前提とすれば、答申金額が今より引き上がった可能性があります。

理由の3点目です。

審議会の運営についてです。改善した点もありますが、専門部会では、全体会議の時間に対して、二者協議にかかる時間が長すぎないでしょうか。

さらに、専門部会を取材するマスコミが少なかったです。県民にとって、10月からの最

賃がいくらになるか、その途中経過の議論は、本来、関心のあるところのはずですし、最低賃金の重要性を考えれば、議論は傍聴者だけでなく、広く知らせてほしいと思っています。ですが、いまは二者協議が終わってから公益委員から金額とその理由が報告されています。労使が具体的な金額をめぐって「議論している様子」はほぼありません。これでは、マスコミは伝えにくいだろうと思います。

他県の状況を見ていますと、もう少し金額のやり取り、歩み寄りがあるように思います。労使が直接に議論して、基本的には全会一致を目指すべきものです。そうすれば、今回の答申金額も変わったのではないかと考えます。

審議会の運営については、今後も引き続きご検討いただきたいと思います。

おおきな3です。

仮に、このまま異議申出が却下され、10月2日から施行されるとしても、諮問は法律上年に1度と決まっているわけではありません。ここで議論している間にも物価は上がり続けています。今後の物価上昇等を勘案して、新潟労働局長は審議会に対して再び改定を諮問するなり、審議会から再度改定する必要性があることを建議するなりして、最低賃金近傍で働く労働者とその家族が苦しまなくてもいいようにすることをお願いします。

私からは以上です。